

第三十三回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十二号

（一九二）

昭和三十四年十二月十日（木曜日）

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長代理 理事田中 正巳君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事八田 貞義君 理事藤本 拾助君

理事小林 進君 理事五島 虎雄君

理事滝井 義高君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

龜山 孝一君 藏内 修治君

河野 孝子君 齋藤 邦吉君

中村三之丞君 中山 マサ君

柳谷清三郎君 山下 春江君

亘 四郎君 伊藤よし子君

大原 亨君 岡本 隆一君

中村 英男君 八木 一男君

出席政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君

厚生事務官 森本 潔君

（大臣官房長）

厚生技官 川上 六馬君

（医務局長）

委員外の出席者

厚生事務官 江間 時彦君

（医務局医事課長）

厚生事務官 板垣 徹君

（引揚援護局復興課長）

参 考 人 小野田敏郎君

参 考 人 小塚 福治君

参 考 人 川井 章知君

専 門 員

十二月十日

委員野口忠夫君辞任につき、その補欠として大原亨君が議長の名で委

員に選任された。

本日の会議に付した案件

医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案（田中正巳君外八名提出、衆法第二〇号）

ルバン島残留日本兵救出問題に関する件

○田中（正）委員長代理 これより会議を開きます。

ルバン島残留日本兵救出工作について政府より報告を聴取したいと存じますが、本問題については、参考人として、元陸軍少尉小野田寛郎君の実兄、小野田敏郎君及び元陸軍一等兵小塚金七君の実弟、小塚福治君が見えております。

まず政府当局より報告を聴取いたします。

○板垣説明員 それではただいまから御報告を申し上げます。

最初に厚生省といたしましてこの救出工作を計画するに当たって考えました基本的な点について申し上げます。

十四年の間のいろいろなできごとを考

えますと、そういうことも十分あり得ると考えなければならぬ。二番目には、もしこれが二人の行為でないとしても、今まで起きたいろいろな事件のことを考えますと、二人の気持は相当複雑になっておる。特に非常に用心深く、疑い深くなっている。簡単な呼び出しではなかなか応じないだろう。

しかし三番目に考えられますことは、従来帰ってきた人たちの報告等をいろいろ集めますと、またその後いろいろ工作をいたしました成果等をあわせ考えますと、二人は終戦という事実を知っておるらしい。また日本に帰りたいという気持もあるようである。ただ山をおりることについてはなお、安全であるかどうか、その安全性について非常な危惧の念を持っておるようである、こういうことが考えられます。

こういう状態におる者として私ども考えましたやり方については、これはどうしても相当長期にやらなければならぬ、かつ最終的にはどうしても肉身に行ってもらわなければならない、こういうことである。これを具体的に計画いたしますと、ちょうど七、八、九の三ヶ月は現地は雨期であり、これを差しはさざるを得ないことになる。そこで、結局案をいたしましたのは、五月ごろから十一月ごろまでにはわたって実施をする、肉親には雨期明け、その直後に行ってもらい、こういう計画を立てました。やり方といたしましては、最初の時期は、

密林地帯の周辺からいわば間接的にその気持をやわらげるようにやる。最終段階には森林の中に飛び込んで直接的に、特に肉親と会見するように活発に呼びかける、こういう基本方針を立てました。以上が考え方の基本的な点であります。

そこで、次に申し上げますのは、前段工作の概要であります。前段工作といたしましては、五月からおおむね十月の雨期明けごろまでを予定いたしております。派遣員の健康上の配慮から、七月初めに二名交替させております。五月に参りました人員は、厚生事務官三浦祐造、同じく柏井秋久、臨時に厚生省の調査員を命じました藤田好雄、これは現在電電公社の社員であつて、当時島で分隊長をしておりました。それから別に技術員として厚生事務官松平三義、以上の四名であります。

この四名は現地に参りまして、島はちょうど一番暑い時期でありました。この困難を排してカララドに基地を作りました。そうして持つて参りました大型の放送機、これは出力五十ワット、自衛隊から借りたものであります。これをカララドに据えつけた。山系の北側一帯に放送ができる設備をいたしました。そのほかに持つて参りました資材は中型の放送機二台、これは海外抑留同胞救出国民運動総本部からの寄贈によるものであります。出力十ワット、携行できるようなつております。そのほかには携帯用小型

の放送機を二台、これでやりましたことは、まず朝晩山系の北側一帯に向かつての放送、それからジャングル地帯の外縁地域の巡察——巡察する場合には呼びかけとビラまきをいたしました。飛行機からのビラまき、これは五月から七月の間に二回やつております。そのほか住民と接触して情報の収集、こういうことに努めました。さきに申し上げましたように健康上の配慮から七月に交替をいたしまして、次いで参りましたのが、厚生事務官馬淵新治、同じく比嘉新英、この二名であります。これは七月の初めから十月の中心まで引き続き現地で勤務いたしました。やりましては、ただいまこ

でちょっと申し上げました第一次の派遣員の要領と同じであります。七、八、九の雨季は、この森林の中の行動はきわめて困難であります。ひまを見てこの地区あたりの巡察をやっております。また雨季明けと同時に密林の中の方へ入って呼びかけ、ビラまきをやっております。なおこの間マニラの大使館からときどき館員を現地に派遣いたしました。派遣団の手不足を補つてくれております。今申し上げましたこの前段工作は大体五月から十月の半ばでありましたが、この効果というものはどの程度であったであろうか、この点につき申し上げます。これは私も今度参りまして体験をしたところであります。山系の北側ナリンパン付近で放送しておる大型放送機の放送の

声が、この山系の南側の谷間で露営し

ておるときに聞こえました。この山の中央付近におりますと、ナリンパンヤンからの放送とアンゼル付近の放送と、これが両方ともここで入りまじって聞こえました。従って、この放送の効果というものは、谷のジャングルの奥底に浸透しておるといふことを私も確信をいたしました。

それからビラの効果であります。この密林地域には、食糧としてはヤシの実以外にはありません。従って、生きるためにはどうしても周辺地区に出なければならぬ。その出るところには、これはさきに二月の終わりに外務省がやったものであります。これは連絡の目的で、中に手紙が入っており、そのほかにはビラ、新聞、あるいは雑誌等がばらまかれてあります。そういうものがこの周辺地区にありま

す。二人が移動すれば、必ずこういうような手紙箱あるいは派遣員のまいたビラにとらえておられると思われま

す。網にかかっているであろうということが考えられます。放送は、説教するよりもむしろメロディがよいというこ

とを学者からも聞きまして、それに重点を置きました。実際、夜明けとともに聞こえる君が代の音、あるいは夕方日暮れてから聞こえる、たとえば故郷を思わせるの歌、こういうものをジャングルの中で静かに聞いたならば、それがたとい敵の放送であると思っても心をゆり動かすものがあ

たろうと思われま

す。そして、まかれてある肉身の手紙、これは肉身でなければ書けない内容、友だちでなければ書けない内容に留意して作った手紙でありますから、これらの工作が日

本からの工作であるといふことは、二人が生きているならば必ずや了解し得たものと私も確信をいたしております。これは私も第三次の者が後段工作に参りまして、ジャングルの中におって体験した実感でございます。そこで、要するに五月から約五カ月にわたる前段工作は、二人が生きておったならば必ずやその心をゆり動かしたであらうといふふうに申し上げてよいと思

います。なお、この間いろいろ情報の収集もやっておりますが、これはあとでまとめて申し上げます。

次は後段工作の概要であります。後段工作は十月の半ばから約一カ月半、実際に山の中でやりました本格的な工作は約一月であります。これには私、厚生省の復興課長板垣、厚生事務官柏井秋久、この柏井事務官は二回目であり、小野田元小尉の実兄小野田敏郎、小野田一等兵の弟小野田福治、この四名が十月十九日に出発いたしました。それに当時現地にいましたところ

の馬淵、比嘉兩事務官を合わせて計六名、別にさきに申し上げました国民運動本部からの派遣員として元戦友赤津勇一、小野田元小尉の学友山本具、この兩名が十一月五日から参加いたして

おります。資材といたしましては、前にあつたものを継承するほかに、今回は特に山の中を歩き回るといふことを予定しておりますので、小型の放送機、これを四つほどプラスいたしました。

次に、現地でどういふことをやつかというのを大要を申し上げます。まず島の地形であります。島全体としましては、長い方は三十キロ、短い方が十キロ余であります。東京近辺の

地形で申しますと、鎌倉、横須賀の線をつないだ以南の三浦半島くらいの大さきじゃないかと思ひます。一番高いところは標高六百メートル——六百メートルといふと高尾山くらいであります。海から急斜面をもつてとつとつとびえた六百メートルは、なかなか高尾山のようなあんなやさしい感じではありせん。いわゆるジャングルと称せられるのは、この地図で色が濃く塗つてある部分で、六百メートル高地を中心とする約二キロないし三キロの範囲であります。この中には、先ほども申し上げましたように、この南側斜面の一部ヤシの木があつて、その実が食糧となるほかには食糧はありません。戦時中はロータの牧場からのがれた牛が密林の中にもた

くさんおつて、いわば暮らしが容易であつたやうであります。ただいまはそういうものは密林中にはおりません。そこで食糧といふと、バナナその他のくだもの、あるいは特に牛

牛は山の中に潜伏しておる人にとつてはむしろ主食であります。これらの食糧の補給源といふことを考えますと、まずティリク南側地区、ナリン

パンヤン周辺地区、ピナカス地区、ブール西側地区が考えられます。これらの地区には畑もあり、牧場もありま

す。そのほかではバライタン東側地区、ここはいわゆるロータ牧場とい

われて、牧牛がいます。さて、工作を行なう範囲であります。それはこの密林地域と食糧補給源となる周辺の地区であるべきは申すまでもありません。また工作を行なう主眼は、最初にも申し上げましたように、最終的には肉親と会合させることあります。そ

こでそのやり方といたしましては、肉親班を巡回させて工作をやるというこ

とも考えられますが、これでは短期間に能率的でありせんので、肉親班はこの密林地域の一番中心部にいて、一

月間毎日山上付近を行動して、呼びかけを続け、その他の者が密林地域の周

辺地区から内部に向かって、肉親と接

触を見ようと呼びかけを続ける、こ

ういふ要領にいたしました。そこで派遣団の全員とこれに必要な通訳、人夫

あるいは協力警察官等を合わせたものを四つの班、すなわち中央班、第一

班、第二班、第三班に分け、それぞれにその担任区域をきめました。中央班は肉親二人と団長の三人だけで、島で一番高いところ六百高地に露営して、

大休山系の中腹部から上方を担当する。その他の第一班はナリンパンヤンに

いて、北東部、北部、南東地区を担当する。第二班はゴンチン浜にいて、ナ

ンク岬以東バライタン附近を担当する。第三班はブール西側にいて、脊

稜山系以北の密林の東部縁辺地区を担当する。こういうこととあります。十

月の終りから十一月の中旬まで、約二十日間を第一期といたしまして実施いたしました。残りの十日間は、その最初の工作の成果に応じてさらにやり方

を変更するといふことになりました。この二十日間にやりましたこと

は、先ほど申し上げましたと大体同じようなことでありまして、大型放送機

による呼びかけと小型及び中型放送機

による移動による放送、それからビラ

まきであります。ただ最初と違ひますのは、大型放送機を二カ所につけま

それは大事だと思われる正面、南正面と東正面に対しさらに十日間呼びかけを続行する、北の正面に対しては、蛇山地区及びカリガン地区の搜索をする。搜索にあたってはまず百人くらいの人夫をテリットク及びビコ付近から雇い入れる、こういうふうにいよいよした。この搜索につきましてその地域をここに選びましたことについては、目的を二つ考えておりました。これは後ほど申し上げたいと思います。

今のような考え方で十日間を終わらせたのでありますが、大体終りに近づきまして、依然として手ごたえがありませんで、当初張り切っておりました団員の気持の底には、がっかりした気分が隠しておけないものがございまして。しかし最後まで全力を尽くすというので、励まし合いながらやりました。その最後の五日間は、第一班を除く全員がここに集まりまして、この正面をやったのでありますが、二十

六日の晩に私は全員を集めて、自分たちは全力を尽くしてやったつもりであるが、いまだに反応はない。しかしまだ自分自身に願ひて、もう少しやりたいたいということがあってはならない。このたびの搜索は国としても最終のものとして、一点の心残りがあるてはならないので感嘆なく一つ気持ちを述べてもらいたい。たとえば一週間なり十日なりこの地点をやる、あるいはこういう方法でやるという気持がまだあるならば聞きたいと申しましたところが、一番最初に小野田派遣員から、皆さんの口からはあるいは言いにくいことかもしれないが、肉親を代表して私から述べるということで申し出されたことは、これで自分たちは十分だ

と思う、これ以上引き延ばすことは必要ないと思うという話がありました。次いで他の団員からもそのような話がありましたので、それでは明朝まで最後の努力をするということで腹をきめました。その晩は晩露营地で夜通し火をたきまして、この火を目当てに山からおきてこいというのを前日言っていましたから、待ったのでありますが、むなく二十七日の朝を迎えました。全員にまた集まってもらいまして、私から、今までの工作の結果にかんがみ、現在二人はすでに生きていないと思うが、皆さんの考えはどうかと尋ねましたところ、団員の全員の考え方も同じでありましたので、そのように工作についての判定を下しました。工作についてというよりも、工作の結果に基づく二人の生死についての判断をそのように下したのであります。そこで最後に全員山に向かつて黙禱をささげ、訣別の辞を述べて終わら

たわけであります。なおここでちょっと一言申し上げますが、この島からほかに逃げていたのではないかとすることも、考えとしては当然検討すべきものであります。私もこの山の上に立ってこの島を見、隣の島をながめ、海の状態をながめ、住民等からいろいろ聞き、いろいろな点から検討いたしました。結論としてそのようなことはあり得ない、実際問題としてはあり得ない、このことを確信をいたしました。理由等につきましては省略いたします。以上は後段工作の概要であります。

次にこの工作から見ました情報について申し上げます。まず情報の中で二人の消息に関する事項について申し上げ

げます。まず南西正面から申し上げます。この辺の住民はどのようなことを言っているかと申しますと、五四年ごろまでは三人組がしょっちゅう山からおきてきて、村近くのヤシの実採取の小屋を脅かして物をとられた。五四年に日本兵の一人がゴンチンの上でレンジャーと衝突して死んだ。そして住民の中にはこの死体の埋葬を手伝った者もある。この事件があつてからぶつり出なくなった、こう申しています。

ところがある一人の年寄りは、いや最近山の中で変なものを見た、密林の中に地下たびの足跡があつた、そういうことを言いました。そこで調査に参りました団員がそれはここに日本人が三人いるのだ、派遣団の肉親と団長と三人山の上におつて、その辺を歩いてゐる。その地下たびの足跡だと言つてやりましたら、ああそうかと言つて終わりました。

それから南海岸地区は、先ほど申し上げましたようにヤシがあるののでありすが、十一月の中旬に五名ばかりロークという町の住民が参りまして、小屋に入つてヤシの実を採取しておりました。どうだ、日本兵はこわくないかと言いますと、日本兵はこわくない、わいけれども最近日本兵なんかいなから、わしらそんな心配はしてない、こう言つておりました。

それからテリットク南方地区は食べ物、の相当な補給源のところでありすが、ここでももう日本兵に関する情報は何かありません。北部地区ではよくいろいろなことが言われます。私もここへ参りました翌々日の十二月二十五日でありましたか、この辺で日本兵を見た、音がするから振り向いたところが銃をがちゃがちゃやつた、見たところがそのまま逃げた、こういうことでありましたので、派遣されてゐる警察分遣隊で調べましたところが、日本の派遣団に雇われたための捏造した情報であつたということがわかりました。それから男が山に野ブタを取りに犬を八頭ばかり連れていつも入るのですが、その男が、山の中で犬があつた、その男を見た、野ブタを見たら必ず突進するもの、あつたと言ひました。これは明らかに日本兵だと言ひましたのであります。あとで捜査のときにこの男を連れてきたところが、この男は皆からうそをつきたと言われている男だということ

がわかりました。

この辺の住民は、二月になると日本兵がおるといふようなことを言つておられます。それはことしの一月、二月、三月に事件がありまして、あの事件が彼らの頭に相当強くそういう観念を植えつけたに思ひますが、突っ込んで聞きますとも根拠はありません。二月ごろになるとそういうことがあるのだといふことを言つておりました。

それからブロール地区で、青年でありますが、今から五年ばかり前に、山の北側で縦線を歩いていたら下から射撃されたことがある、多分日本兵だと思ふ、こう言つておりました。以上が二人の消息に関するものであります。

次に先ほどちょっと申し上げました二人の主食であるところの牛について情報を申し上げます。現に島から帰ってきた赤津氏の話によると、当時は月に二、三頭の牛を取つていたそうでありすが、現在は牛についての情報は次の通りであります。ローク牧場付近では戦時中及び戦後は百頭ばかりおつたが、その後整理されて今は四十頭ばかりおる。これは持ち主と管理人が違つたために管理がやルーズな点がありすが、去年ロークで牛どろぼうをやつた男があつたが、そのほかは牛について別に何も変わりはない。ブロールの西側の地区の牧場には五十頭ばかりの牛が嚴重にさくをした中に入つておられますが、終戦の年から五、六年の間は牛もさくさく取られたが、その後はさういふことはなくなつた。このアカワヤンの町で牛どろぼうをやつた男がいたので、それ以後管理を嚴重にしたのでその後は変わったことがありません。ただこの間の台風で小牛が一頭死んだくらいであります。さらにその北の方の谷間の地区で、去年から馬を三頭ばかり放牧しておられますが、もう馬についても、あるいは日本兵といふものについても何も変わった情報はな

い、こういうことであります。従つて牛情報だけから見ても、赤津氏あたりは、もう二人は生きていないのじゃないかといふようなことを申し上げておきます。

これは二人の消息に関する情報であります。以上情報から判断いたしました。二人はおそらく生きていないであろう、しかもそのなくなった時期は相当古い時期である。ピナカスの住民が言う通り、五四年からふつり切れたと言っておりますが、その通りほかの地区でもあったとすれば、五四年になくなったということも考えられないことではないと思ひます。こういうように情報面からも一つの判定をいたしました。

次に、今年の一月、二月、三月に起きた事件、これはあるいは日本兵の行爲ではないかというふうに伝えられたことでもあります。これについてはできるだけの調査をいたしました。何分にも私も立ち入った調査能力がありませんので、いろいろな方面からの聞き込みということになります。が、まず工事現場で二月の一日に用人が殺された。そしてこれに対してフィリピン側は日本兵の行爲であるとして、二月の中旬に、約三日間にわたって五十人ばかりのレインジャーその他を工事現場の東側の山に入れて捜査をやっております。こういうふうな、向こうとしても相当はつきりしたことをやっておりますが、これについてもいろいろの調査をして参りました。ところが人夫の者が、あれをやったのは日本兵ではないのだ、マニラから来た人夫と現地で雇われた人夫とのけんかだ、また部隊の者が、日本兵ではないのだ、こういうことを私どものところで雇っている通訳に語ったこともありました。そのほか有力な者からはつきり、あれはフィリピン人のけんかだという情報を提供されております。

す。そのほかルバングの町でもちよつと聞きましたが、いろいろな情報を総合いたしました。この行爲は二人ではないという確信を深めました。

次に、カリガン高地で一月の二十七日に農夫が射撃されてけがをし、水牛が二頭殺されたという事件がありました。これは撃たれたことも、水牛が死んだことも事実であります。その水牛の中から出たまといのものが日本に送られ、警視庁の鑑識の結果、現在この国でもこういうまといは使われていないという判定が出されております。これにきまして住民からいろいろ聞きましたが、はつきりしたことはわかりません。ただこういうことを聞きました。今年の五月にタクバックに強盗が三人入りまして、つかまりましたが、この強盗は去年のクリスマス前のごろに島に来て、この当時ここにはいませんでしたが、今年の八月、部下のために殺された警察隊の隊長の庇護のもとに島でいろいろ生活をしておる。それが捕えられた三人組であり、取り調べの結果、この三人は水牛を殺すいぶんやっております。その罪で目下モンテンルバに入っております。

なおタクバックにどろぼうが入る前にピナカスに五人組が入ったのでありますが、そのときに五人組の中の一人は鉄砲を持っておった。しかしこのときにはつかまらなかった。なお四月、五月ごろ、この島の北の地区でとられた水牛の数はいぶん多かったといふことも聞いております。これが直ちに一月二十七日の事件につながるかどうかということは、何ら具体的なことはありせんけれども、まあそういう

つながりがあつたのではなからうかということも考えられます。

一番最初に申しました通り、これらの事件は、二人が生きておつたとするならば、終戦以来二十九年ごろまでの状態とあまりにもかけ離れた行爲、いわば精神分裂症の断片のある行爲でありまして、その点から見ても、これらのことが二人の行爲とは考えられないわけでありまして。

なお三月の十三日の夕方でありまして、手紙箱の点検に参りました大使館の河野領事がバライタンバンへ宿営準備中に、ごく近い百メートルくらいの丘の上から数発の射撃を受けております。当時私も、これも二人の行爲ではないかとされているというのを聞いたのでありますが、これもほかの二つと同じように、非常におかしい点があります。今日、これがだれであつたかというところは調べようがありません。ある男がこういうことを言っております。タクバックにどろぼうに入つた三人組が、河野領事が乗つたときの船に乗つてあそこに行つたのだと。しかしこれはまあ一応聞きおく程度のものではないでしょうか。

以上が情報であります。先ほど私、北部地区の捜査を行つたことについての説明で若干保留しておきましたが、なぜこの捜査をやつたかという点について申し上げます。目的が二つあります。一つは、もし二人が死んだとするならば、鳩田伍長が死んだ直後であると考えられる。それは当時のいろいろな情報からそういうことが推定できます。そこでこういう突発事件の直後、まずどこにのがあるであろうかというところ、脊梁山地の北側に飛び込んで、あとは夢中で、昔日本軍の拠点であり、また二人が南地区に移る直前におつた蛇山付近であらうというところは考えられる。ここで日本軍の温情を胸に抱きながらも、現地の状況があまりにもきびしく、しかも自分たちが今後これ以上ここで生きることがむずかしいということを考えて自決することもあり得ることであります。もしここで遺体でも、遺骨でも、遺品でもあつたら、こういう一つの気持があらう。もう一つは、いつもデマ情報を出すのはこの辺の住民であります。この住民をなるべく山に連れていって、どうだ、何もないじゃないかということををはつきり見せてやろうという気持があらう。その二つの目的からこの地点をやつたのであります。が、出ましたのは結局、蛇山の洞窟の中から数個の古い手榴弾が出ただけでありました。先ほど申しました日本兵の情報も提供しましたイノシシ取りの男もその捜索の人夫に加つたのであります。が、他の者から、あいつはうそつきだ、どろぼうだということとでさんざんな目にやつつけられました。この辺の問題につきましては、その後来た多くの人夫たちに対して、もう日本のミッシェンは来ないのだ、小野田、小塚の二人はもう死んでいるのだということとを、帰つて村人に言っておけと申し渡したことであります。その他の地区については、ことしばかりでなく、すでに数年前から住民は山に入つて仕事をしており、また私たちの山の中の足跡にも気を使うくらい神経過敏であるにかかわらず、日本兵はいないと言つていますので、もはや捜査をする必要もないと考え、捜査は行ないませんでした。結局捜査は北地区だけで終わったのであります。

以上申しました呼びかけ工作に対する反応及び情報、これらを総合いたしました。私たちは、二人はすでに相当早い時期に死亡しておるものと判定を下しまして、本省の方に報告を打電いたしました。

最後にフィリピン側の態度といひます。フィリピン側との関係について一言申し上げます。まず現地でありまして、二人の消息についてフィリピン側はどう思っているかということは大層なことでありまして、P.C.の分遣隊の隊長から非公式に聞いたのでありますけれども、とにかく随行した記者が録音機を突きつけてしゃべらしたものであります。これによると、自分たちは、部下も全員、日本派遣団と一緒に苦勞した、この派遣団の行爲はよく知っている、あれだけやつていなければ、自分はいないと思つたということをはつきり言っています。次にその所属の雇い人が射殺された部隊の長にどうだやつたところ、これは名答弁であります。が、日本の派遣団が捜索した範囲内にはおらぬと思つたことを申しました。

その後マニラに帰りましてから、大使館でいろいろ話を聞いたのであります。が、それはサントス国防相が、ルバング島あるいはセブ島に行つて日本のミッシェンが失敗したら、あとは国防軍で討伐をやるといふようなことを言つており、同じような趣旨のことが十月二十三日のマニラの新聞にも掲載されているので、二十四日に大使館員がサントス国防相に会見して確かめたところ、その答え、それは内地の新聞

で、あとは夢中で、昔日本軍の拠点であり、また二人が南地区に移る直前におつた蛇山付近であらうというところは考えられる。ここで日本軍の温情を胸に抱きながらも、現地の状況があまりにもきびしく、しかも自分たちが今後これ以上ここで生きることがむずかしいということを考えて自決することもあり得ることであります。もしここで遺体でも、遺骨でも、遺品でもあつたら、こういう一つの気持があらう。もう一つは、いつもデマ情報を出すのはこの辺の住民であります。この住民をなるべく山に連れていって、どうだ、何もないじゃないかということををはつきり見せてやろうという気持があらう。その二つの目的からこの地点をやつたのであります。が、出ましたのは結局、蛇山の洞窟の中から数個の古い手榴弾が出ただけでありました。先ほど申しました日本兵の情報も提供しましたイノシシ取りの男もその捜索の人夫に加つたのであります。が、他の者から、あいつはうそつきだ、どろぼうだということとでさんざんな目にやつつけられました。この辺の問題につきましては、その後来た多くの人夫たちに対して、もう日本のミッシェンは来ないのだ、小野田、小塚の二人はもう死んでいるのだということとを、帰つて村人に言っておけと申し渡したことであります。その他の地区については、ことしばかりでなく、すでに数年前から住民は山に入つて仕事をしており、また私たちの山の中の足跡にも気を使うくらい神経過敏であるにかかわらず、日本兵はいないと言つていますので、もはや捜査をする必要もないと考え、捜査は行ないませんでした。結局捜査は北地区だけで終わったのであります。

ただきまして、まことにありがとうございます。
ございました。

○田中(正)委員長代理 次に医師等の
免許及び試験の特例に関する法律等の
一部を改正する法律案を議題として審
査を進めます。

質疑を許します。滝井義高君。

○滝井委員 医師等の免許及び試験の
特例に関する法律等の一部を改正する
法律案をわれわれ議員の側で提案をし
ておりますが、それに関連をしまして
一、二政府の意向をただしてみたいと
思います。それは、まずこの法律は、
医師等の免許及び試験の特例に関する
法律によって、医師または歯科医師の
免許を取得するための選考及び特例の
試験と、それからもう一つの方は、医
師国家試験予備試験及び歯科医師国家
試験予備試験の受験資格の特例に関す
る法律によって国家試験予備試験の受
験資格が与えられることになってお
る、こういう二つの点に重点が置かれ
るわけですが、その場合に、現在のこ
の選考試験と特例試験の現状、それか
ら予備試験の現状、これを一つ簡単に
御説明願いたいと思います。

○川上政府委員 特例試験の合格者
と、それから選考で免許を与えました
者の数をまず御説明申し上げます。医
師で特例試験合格者が従来まで四百
三名、それから選考による免許者が四
百六十二名で、合計八百六十五名にな
っております。それから歯科医師の方
は、特例試験合格者の方が二百二十四
名、選考による免許者が五百十九名、
合計七百四十三名でございます。医
師、歯科医師合わせまして千六百八名

という数に上っております。これは三
十四年十月まででございます。

それから昭和三十四年中に実施の予
備及び特例試験の資格別の受験者数を
申し上げますと、予備試験の医師の方
が三十名、歯科医師の方が六名、特例
試験の医師の方が六十二名、それから
歯科医師の方が十一名でございますし
て、この中には予備試験と特例試験と
両方受けられる者が一部まじっており
ますが、実数といいたしましては医師が
八十三名、歯科医師が十五名というこ
とになっておる次第であります。

○滝井委員 その前段の選考試験です
ね、この選考試験を受ける資格と特例
試験を受ける資格との差はどういうと
ころで線を引いておられますか。

○川上政府委員 これは選考を受けま
す場合におきましては、一応この内規
がございまして、その内規に大体該当
する者を選考にかけるといふふうに従
来扱ってきたわけであります。従
選考を受けてきた特例試験を受ける
というところもできるわけであります。
一応そういう建前で従来扱ってきた
わけであります。

○滝井委員 そうしますと、選考だけ
では医師免許は取得することができな
いわけですね。しかし選考だけでも医
師免許を取得する者があるわけでは
う。

○川上政府委員 ええあります。
○滝井委員 だから、その選考で医師
になれるという人、それから選考か
ら特例試験にいく人、あるいは特例試
験にじかにいって特例試験に合格して
医師になる、こういう二本建になって
いるわけですよ。その選考だけで医師
になれるという資格は一体どういうこ

とになっておるかということです。

○江間説明員 お答え申し上げます。
ただいま御説明申し上げました通り選
考内規というのがございまして、原則
といたしまして、選考内規によりまし
て選考を受けられるものといえます。
は、大体におきまして満州とか朝鮮、
それ以外の地区の全域に通用する免許
を受けていた医師とか歯科医師、そう
いう者が一定の診療経験を保持してお
いたならば選考にかけるといふ取り扱い
になっております。

○滝井委員 そうしますと、特例試験
の方は、満州とか朝鮮の全域でなく
て、学校の卒業の状態では選考と
特例とに差ができてくるわけですか。

○江間説明員 今申し上げました通
り、特例試験を受けられます者は、大
体におきまして一定の学識と一定の診
療経験というものがあれば特例試験の
方は無条件に受けられるというふうに
御理解願いたいと思います。

○滝井委員 昭和三十年ごろからこ
二、三年の、特例試験なり選考試験の
受験者の数と合格者、三十年に何人受
けて何人合格、三十一年に何人受けて
何人、これを簡単に説明していただき
たい。

○江間説明員 まことに申しわけない
ことですが、本日その資料を持って参
りませんでしたので、今すぐ調べさし
て御報告いたします。

○滝井委員 一番新しいのもつけこ
うです。

○江間説明員 先ほど局長が申し上げ
ました通り、三十四年度中に実施しま
した受験者数が、実数について医師が
八十三名、歯科医師が十五名ござい
まして、大体におきまして受験者数に

関する限りはこの程度の数字で推移し
ているというふうに御理解願っていい
と思います。合格者は三十四年度中に
おいて、医師の特例試験につきまして
は二名だけでございます。歯科は本日
資料を持っておりませんが、一名か二
名だと思っております。

○滝井委員 そうしますと、八十三名
受けて二名という二%くらいで、これ
は非常に合格率が悪いわけですね。し
かるに医師になるという非常に努力を
されておるわけですが、現在のこの八
十三名程度、ずっと試験のたびごとにお
受けになる、こういう人の方の現在の職
業というのは、一体主としてどうい
うのをおやりになっておるのでしょうか。

○江間説明員 現在、こういう受験を
数回重ねております人の職業について
調査をいたしております。集計中で
ございますが、大ざっぱに申し上げます
と、大部分の方はやはり医師の補助
者として勤務しておられる方が多いよ
うに見受けられます。

○滝井委員 そうしますと、医師の補
助者というのは、最近では代診というの
は医者でなければできないわけですか
ら、たとえば衛生管理者とか衛生検査
技師とか、何かレントゲンの技師と
か、大がいそういうような職業です
か。

○江間説明員 レントゲン技師につき
ましては、これは法律によって業務が
できないと思っておりますが、やはり圧倒
多数の方は医師のもとで、代診というこ
とは言えないかと思っておりますが、補助者
として勤務しておられる場合が非常に
多いように思っています。

○滝井委員 今医師の補助者として勤
務する形態というのはないです。そう
すると何かそこに衛生検査技師の免許
をとるとか資格をとるとか、あるいは
レントゲンの技師を別に持っておると
か、何かそういうことでやっていない
と由ふらりんになる。あるいは会社で
衛生管理者とか、そういうものを何か
やらなければいかぬと思うのです。今
江間さんの言われるような、医師の補
助者として長くこういう方々を置いて
おけることは、いろいろ問題が起こつて
くると思うのです。

そこで、これは今年に特に一年延ば
しておるわけですが、実は一、二私が
聞いたところによりますと、この試験
を受ける人たちはまず教師がいらない
のです。もう相当の年令の方ですから、
新しく最近の進歩した医学の基礎的な
学問なりあるいは臨床の方の成書でい
ろいろ勉強するということになります
と、国家試験を受ける、特例試験を受
けるについて一番手取り早い教師は
だれかというところインターンです。四
十、五十の方々が二十四、五才のイン
ターンの学生を、むしろ教えないけれ
ばならぬのだが、そのインターンの学生
を先生にしてやっておるのです。そこ
でこれは、こういう試験を何回も延ば
していくこともやはり限界があると思
うのです。これは延ばしたにしてもあ
るいは今度が最後になるか、もう一年
くらいやるかというのがせいぜいだと思
うのです。そこでそういう最後の思
い切りをしてもらうためには、八十三
人受けて二人くらいしか通らぬ、一%
か二%の合格率じゃというふうなこと
になりますとなかなかですから、この
際厚生省の方で講習をやつて、そうし
てすぐに免許をやるということになく

て、講習をさせてやって試験をしてみる、そうして最近の基礎的な医学というものはこういうものだ、臨床というものはこういうものなんだということをやらなくとも、われわれも大学を卒業して十五年くらいになります、われわれの習ったときと今は、解剖のテクニカル・タームだってだいぶ違ってくる、こういうことでしよう。そういたしますと試験に出る問題について、昭和の初めごろに習った言葉で今の専門語を書かれたのでは、試験官も、これはだめだ、こうなってしまうのです。だからやはりこれは半年くらい夜間か何かの講習をやるような便宜も厚生省は最後の親心として計ってやって、そうして試験を受けて定めならやむを得ぬ、こういう形——そうするとこれは、特例試験を受ける人やはいインターンはあるのですからいいのですか。

て予算もかからないと思う。今試験は全国で二カ所か三カ所でおやりになっておるのでしょうか。そういうところでやればいい。おやりになる意思はございませぬか。そうして最後の指導を渡すといつてはおかしいけれども、それでも落ちた人にはまああきらめていただく形をとらないと引き揚げてきたままの形で、インターンの学生を先生にして、そうして試験を受けるということは、今後人命を預かる先生の権威の上からもちょっと問題があると思う。一年延ばすにあたっての最後のお世話を厚生省にわれわれやっていただきたいのですが、どうです。

○川上政府委員 先ほどお話ししましたように、八十三名受けましてわずか二名しか受かっておりません。しかし試験の点数を調べてみますと、五十点以上取った者が十五名くらいあります。ひとふんばりすればあるいは相当上がってくるのじゃないか、実はそういう希望を持っております。ものすから、もう一年延期することにつきまして私の方は異議はないわけでありす。

○田中正委員長代理 八田君。今の田井君の質問に対する厚生当局の答弁を伺ったのですが、現在医師の試験を受けたがまだ受からない人の実数、またその人が一体何を現在やっておられるかということのはっきりした調査、それから毎回試験をやっております。そうしますと、試験を受ける意思をすっかり喪失してしまつた人が相当あるわけですから。そういう人が一体どういう生活に入っておられるか、そういうことも実態調査の上で今後の対策を考えていかなければならぬと思う。田井委員から今話しましたように、再教育の方法はどうだという話がございますが、実態調査をして、その上で再教育というものを考えていく、その再教育された人々をどういうふうな就職をあつせんしていくか、こういうことまで考えていかなければならぬと思う。ただいま局長は、試験を何回受けてもだめな人は就職あつせんするのだと言われましたけれども、しかし実態調査ができておらなければ、どういふ職業にあつせんするのが一番正しいかということが出てこないわけなんです。ですから、どうか一つ、一年間延期に際しまして、実態調査を十分にされて、毎回々々引き延ばしとい

うような不手ぎわをやらぬような方向に持っていかなきゃならぬと思うのです。どうか一つ実態調査を十分にされるように希望いたします、私の質問を終ります。

○田中正委員長代理 他に御質疑はありませんか。——なければ、本案についての質疑は終局いたしましたものと認めます。

○田中正委員長代理 次に、討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中正委員長代理 御異議なしと認め、そのように決します。

それでは、医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中正委員長代理 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中正委員長代理 御異議なしと認め、そのように決します。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

○江間説明員 特例試験の方は、合格しますと直ちに免許が交付されます。予備試験の方は合格しますと、一年間インターンをや上で医師法に基づく正規の国家試験を受けるということになっております。

○滝井委員 そうしますと、特例試験は合格をすればもうじかに免許をやるわけですか。なるほどこの受験をする人は医師の補助者として働いておるもので、臨床経験ということはあることになりす。けれどもこれは近代の医学の洗礼をもう一回受けさせて、試験をして、じかに免許をやる、インターン形式はとらなくても、そこに実際の講義だけは、最近の新しい基礎臨床の学問的な業績を知らせるという意味においても、そういう講習を——そう大し

○滝井委員 厚生省が直接おやりになることが困難であれば、何かやはり厚生省で医師会、大学の協力を得るとかいう便法を考えていただきまして、半年くらいは基礎から臨床にわたる全般的なものを教えることが必要じゃないか、そうして試験を受けていただく、何かそういう方法をとっていただくことを希望して質問を終わります。

〔参照〕

医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案（田中正已君外八名提出、衆法第二〇号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年十二月十七日印刷

昭和三十四年十二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局